

2026年4月1日より 自転車にも反則金



※16歳以上の自転車運転者による交通違反が
交通反則通告制度の対象になります。

自転車の違反行為（一部）



遮断踏切立入り【反則金 7,000円】



傘さし運転【反則金 5,000円】



ながらスマホ【反則金 12,000円】
(保持)



ヘッドホン[®]（イヤホン）【反則金 5,000円】
※音量を上げ音楽を聞く等、安全な運転に必要な音声が聞こえない
ような状態にすること。



信号無視【反則金 6,000円】



右側通行【反則金 6,000円】

交通反則通告制度とは？

一定の違反行為をした運転者に対して、青切符による違反告知を行い、反則金の納付を通告するものです。

反則金を納付した場合、運転者はその違反行為に定められた刑事罰（拘禁刑・罰金刑）が科されることはありません。

※反則金はその場で支払うことはありません。

自転車運転者講習とは？

信号無視や一時不停车などの16項目の危険行為を行い、3年以内に2回以上検挙された自転車運転者は道路交通法の規定により、「自転車運転者講習」の受講を命じられます。

交通反則通告制度の取締りの詳細は
警察庁HPをご覧ください。

警察庁 自転車ポータルサイト

